

栃木県立自然公園条例（昭和33年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 指定（第4条・第5条）</p> <p>第3章 公園計画（第6条・<u>第7条</u>）</p> <p>第4章 公園事業（第8条—第18条）</p> <p>第5章 保護及び利用（第19条—第25条）</p> <p>第6章 生態系維持回復事業（第26条—第29条）</p> <p>第7章 風景地保護協定（第30条—第35条）</p> <p>第8章 公園管理団体（第36条—第41条）</p> <p>第9章 雑則（第42条—第44条）</p> <p>第10章 罰則（第45条—第50条）</p> <p>附則</p> <p><u>（公園計画の決定）</u></p> <p>第6条 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 指定（第4条・第5条）</p> <p>第3章 公園計画（第6条—<u>第7条の2</u>）</p> <p>第4章 公園事業（第8条—第18条）</p> <p>第5章 保護及び利用（第19条—第25条）</p> <p>第6章 生態系維持回復事業（第26条—第29条）</p> <p><u>第6章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第29条の2—第29条の6）</u></p> <p>第7章 風景地保護協定（第30条—第35条）</p> <p>第8章 公園管理団体（第36条—第41条）</p> <p>第9章 雑則（第42条—第44条）</p> <p>第10章 罰則（第45条—第50条）</p> <p>附則</p> <p><u>（公園計画）</u></p> <p>第6条 （略）</p> <p><u>2 公園計画は、県立自然公園ごとに、当該県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。</u></p>

2 (略)

(公園計画の廃止及び変更)

第7条 (略)

2 前条第2項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

(公園事業の決定)

第8条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。\_\_\_\_\_

2・3 (略)

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

4 (略)

(公園計画の廃止及び変更)

第7条 (略)

2 前条第4項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

(協議会による公園計画の変更の提案)

第7条の2 第14条の2第1項に規定する協議会は第14条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第29条の2第1項に規定する協議会は第29条の3第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な県立自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他知事が定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(公園事業の決定)

第8条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

2・3 (略)

(協議会による公園事業の決定等の提案)

(承継)

第11条 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
(略)

2 (略)

3 (略)

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

第8条の2 第14条の2第1項に規定する協議会は、知事に対し、第14条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他知事が定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(承継)

第11条 公園事業者（第9条第3項の認可を受けた者に限る。）が県及び市町村以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 第3項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(協議会)

第14条の2 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域内における第24条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」

という。)となる区域(以下「利用拠点区域」という。)について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

(3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であって利用拠点の整備改善に関する事業(以下「利用拠点整備改善事業」という。)に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 当該県立自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあっては、市町村に対して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

4 市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、知事が別に定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であって第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

- 6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。
- 7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第1項に規定する協議会において協議が調った事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

第14条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、知事が別に定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

- 2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
  - (2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
  - (3) 利用拠点整備改善計画の目標

- (4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
  - (5) 第9条第2項の承認又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項
  - (6) 第9条第6項の承認若しくは認可又は同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
  - (7) 計画期間
  - (8) その他知事が定める事項
3. 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。
4. 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
  - (2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
  - (3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
5. 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
6. 知事は、第4項の認定をしたときは、知事が別に定めるところによ

り、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更)

第14条の4 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第14条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、知事が定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第4項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第1項、第14条の6及び第15条第2項において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の知事が定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第14条の5 知事は、第14条の3第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第15条 (略)

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項\_\_\_\_\_の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特別地域)

第19条 (略)

2 (略)

(公園事業に関する特例)

第14条の6 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第14条の3第4項の認定を受けたときは、認定利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第9条第2項若しくは第6項の承認若しくは同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により承認若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(報告徴収及び立入検査)

第15条 (略)

2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第14条の3第4項の認定を受けた者に対し、認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特別地域)

第19条 (略)

2 (略)



3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

(1)～(16) (略)

4～7 (略)

8 次に掲げる行為については、第3項及び前3項の規定は適用しない。

(1) 公園事業の執行\_\_\_\_\_とし  
\_\_\_\_\_として  
行う行為

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(普通地域)

第21条 (略)

2～6 (略)

7 次に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は適用しない。

3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

(1)～(16) (略)

(17) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

4～7 (略)

8 次に掲げる行為については、第3項及び前3項の規定は適用しない。

(1) 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）として  
行う行為

(2) (略)

(3) 認定自然体験活動促進事業（第29条の5第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第29条の2第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(4) (略)

(5) (略)

(普通地域)

第21条 (略)

2～6 (略)

7 次に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は適用しない。

(1) 公園事業の執行\_\_\_\_\_として行う行為

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(利用のための規制)

第25条 特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) (略)

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号\_\_\_\_\_に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 (略)

(1) 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業として行う行為

(2) (略)

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(利用のための規制)

第25条 特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) (略)

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号又は第3号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 (略)

第6章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置  
(協議会)

第29条の2 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又

は共同して、当該県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該県立自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

(3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 第14条の2第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第29条の2第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該県立自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第29条の2第2項第3号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

第29条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、知事が別に定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
- (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
- (3) 自然体験活動促進計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
- (5) 計画期間
- (6) その他知事が定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。

(3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、知事が別に定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

第29条の4 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第29条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、知事が定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の知事が定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第29条の5 知事は、第29条の3第3項の認定を受けた自然体験活動促

(風景地保護協定の締結等)

第30条 知事若しくは市町村又は第36条第1項の規定により指定された公園管理団体で第37条第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、県立自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする

進計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第29条の3第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第29条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第29条の3第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(風景地保護協定の締結等)

第30条 知事若しくは市町村又は第36条第1項の規定により指定された公園管理団体で第37条第1項第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、県立自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする

権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)～(5) (略)

2～5 (略)

(指定)

第36条 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他知事が定める法人であって、次条各号 \_\_\_\_\_ に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2～4 (略)

(業務)

第37条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(4) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(5) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研

権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)～(5) (略)

2～5 (略)

(指定)

第36条 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他知事が定める法人であって、次条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2～4 (略)

(業務)

第37条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) (略)

究を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第38条 公園管理団体は、知事及び市町村との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

第45条 第14条第1項又は第22条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2. 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(2) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第38条 公園管理団体は、知事及び市町村との密接な連携の下に前条第1項第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(利用の増進のための情報の提供等)

第43条の2 県は、県立自然公園の利用の増進に資するため、県内外における県立自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第45条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項又は第22条第1項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第19条第3項の規定に違反したとき。



第46条 次の各号のいずれかに該当する\_\_\_\_\_

者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第6項\_\_\_\_\_の規定に違反して、第9条第4項各号に掲げる事項を変更した者（第9条第3項の認可を受けた者に限る。）
- (2) 第9条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者\_\_\_\_\_
- (3) 第19条第3項の規定に違反した者\_\_\_\_\_
- (4) 第20条の規定により許可に付された条件に違反した者\_\_\_\_\_

第47条 第10条、第21条第2項又は第39条の規定による命令に違反した者は\_\_\_\_\_は、50万円以下の罰金に処する。

第48条 次の各号のいずれかに該当する\_\_\_\_\_

者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項\_\_\_\_\_の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項\_\_\_\_\_の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者\_\_\_\_\_
- (2) 第21条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者\_\_\_\_\_
- (3) 第21条第5項の規定に違反した者\_\_\_\_\_
- (4) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者\_\_\_\_\_
- (5) 第23条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ又

第46条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした

者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第3項の認可を受けた者が、同条第6項の規定に違反して、同条第4項各号\_\_\_\_\_に掲げる事項を変更したとき。\_\_\_\_\_
- (2) 第9条第10項の規定により認可に付された条件に違反したとき。\_\_\_\_\_
- (3) 第20条の規定により許可に付された条件に違反したとき。\_\_\_\_\_

第47条 第10条、第21条第2項又は第39条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第48条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした

者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項若しくは第2項若しくは第29条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。\_\_\_\_\_
- (2) 第21条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。\_\_\_\_\_
- (3) 第21条第5項の規定に違反したとき。\_\_\_\_\_
- (4) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。\_\_\_\_\_
- (5) 第23条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ又

は忌避した者\_\_\_\_\_

- (6) 特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第25条第1項第1号に掲げる行為をした者\_\_\_\_\_
- (7) 特別地域又は集団施設地区内において、第25条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号\_\_\_\_\_に掲げる行為をした者\_\_\_\_\_
- (8) 第42条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者\_\_\_\_\_

は忌避したとき。\_\_\_\_\_

- (6) 特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第25条第1項第1号に掲げる行為をしたとき。\_\_\_\_\_
- (7) 特別地域又は集団施設地区内において、第25条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号又は第3号に掲げる行為をしたとき。\_\_\_\_\_
- (8) 第42条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。\_\_\_\_\_